

助けての 小さなサイン 受け止めて (平成20年度「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。そのためには、子どもに関わるあらゆる機関の理解と関心がかかせません。「おかしい」「何か変だ」と気付いたら、児童家庭支援センターや各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員へお知らせください。関係機関と連携を取りながら対応します。また家庭裁判所では児童虐待に対し次のようなかかわりがあります。



保護者から虐待を受けている子どもの安全を図るため、保護者の意思に反してでも子どもを保護者から引き離さなければならない場合があります。

このような場合、家庭裁判所は、児童相談所長から子どもを児童福祉施設に入所させたり、里親に委託するなどの措置の承認を求めるとして受け、子どもの健やかな成長にかなうかを基準に、それらの措置を承認するかどうかを判断します。また、保護者が親権を濫用して子どもを虐待しているような場合には、関係者(親族など)の申立てにより、その親権を失わせ、子どものために後見人を選任します。

◆相談 お問い合わせ

- ・市役所 社会福祉課 児童家庭支援センター ☎63-5222
- ・各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員

◆家庭裁判所に関するお問い合わせ

新潟家庭裁判所 ☎025-266-3171

地域社会から児童虐待をなくしましょう！
佐渡市民生委員児童委員協議会

アナログテレビ放送は2011年7月24日までに終了します アナログ放送からデジタル放送へ

地上デジタル放送は、2003年に放送がスタートして6年となりました。新潟県内でも2006年から随時県内の中継局でデジタル化が進み、佐渡ではすでに地上デジタル放送が視聴可能になっています。現在はアナログ放送とデジタル放送の併用でテレビが視聴できますが、地上アナログ放送は、2011年7月24日までに終了します。地上デジタル放送の視聴方法など、各ご家庭、地域によって異なる場合がありますので、まだデジタル放送への対応がお済みでない方は、もう一度ご確認ください。

テレビを買い換える

現在アナログテレビをお使いの方は、地上デジタル放送対応テレビをお買い



求めになれば、ハイビジョンの高画質やデータ放送などのデジタル機能をお楽しみいただけます。テレビによって、機能、特徴等が異なりますので、詳しくは店頭でご確認ください。

※UHFアンテナの設置が別途必要な場合があります。

デジタルチューナーを買い足す

現在お使いのアナログテレビをアナログ放送終了後もそのままお使いにな

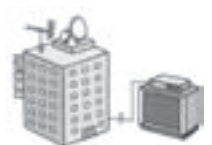


る場合は、デジタルチューナーを買い足す必要があります。なお、お使いのテレビの機種によってはハイビジョン放送や一部のデジタル機能をお楽しみいただけません場合があります。

※UHFアンテナの設置が別途必要な場合があります。

ケーブルテレビで視聴する

ケーブルテレビ専用のセットトップボックスを使用し、現在お使いのアナログテレビで地上



デジタルテレビ放送をご覧になれる場合があります。地上デジタル対応テレビやデジタルチューナーを買い足すことでも対応できますので、詳しくはお近くのケーブルテレビ局にお問い合わせください。

お問い合わせ 総務省地上デジタルテレビ放送受信相談センター ☎03-4334-1111【ナビダイヤル】0570-07-0101

総務省信越総合通信局 ☎026-234-9963 (代表)

地上デジタル放送に関するホームページ(社団法人デジタル放送推進協会) <http://www.dpa.or.jp/>

市役所 情報政策課 ☎63-5139

